

2 水質検査の実施状況と結果

(1) 放流水（広島市公共下水道へ放流）

採取した場所：余水処理施設の砂ろ過処理水槽

(注) 「ND」とは、定量限界を下回ることである。

(2) 余水（場内水質）

採取した場所：処分場取水口

令和7年度

(注) 「ND」とは、定量限界を下回ることである。

(3) 周辺水域の水（電気伝導率及び塩化物イオン）

採取した場所：処分場周辺海域（a, b, c）及び周縁地下水（A）

令和7年度

項目	採取した月日	4/10	5/8							環境基準
	測定結果の得られた月日	5/12	6/5							
No. a	塩化物イオン (mg/l)	17000	17000							—
	電気伝導率 (mS/m)	4100	4100							—
No. b	塩化物イオン (mg/l)	17000	18000							—
	電気伝導率 (mS/m)	4000	4200							—
No. c	塩化物イオン (mg/l)	18000	17000							—
	電気伝導率 (mS/m)	4100	4100							—
No. A	塩化物イオン (mg/l)	3100	230							—
	電気伝導率 (mS/m)	920	120							—

(4) 周辺水域の水（環境基準項目及び地下水等検査項目）

採取した場所：処分場周辺海域（a, b, c）及び周縁地下水（A）

令和7年度

調査項目＼調査地点	No. a	No. b	No. c	No. A	環境基準
採取した月日					
測定結果の得られた月日					
水温 (°C)					—
塩化物イオン (mg/l)					—
電気伝導率 (mS/m)					—
カドミウム及びその化合物 (mg/l)					0.003以下
シアン化合物 (mg/l)					検出されないこと
鉛及びその化合物 (mg/l)					0.01以下
六価クロム化合物 (mg/l)					0.02以下
砒素及びその化合物 (mg/l)					0.01以下
水銀及びその化合物 (mg/l)					0.0005以下
アルキル水銀化合物 (mg/l)					検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)					検出されないこと
トリクロロエチレン (mg/l)					0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/l)					0.01以下
ジクロロメタン (mg/l)					0.02以下
四塩化炭素 (mg/l)					0.002以下
クロロエチレン (mg/l)					0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/l)					0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					0.04以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					0.006以下
1,3-ジクロロプロベン (mg/l)					0.002以下
チウラム (mg/l)					0.006以下
シマジン (mg/l)					0.003以下
チオベンカルブ (mg/l)					0.02以下
ベンゼン (mg/l)					0.01以下
セレン及びその化合物 (mg/l)					0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)					10以下
ほう素及びその化合物 (mg/l)					(1以下)
ふつ素及びその化合物 (mg/l)					(0.8以下)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)					1以下
1,4-ジオキサン (mg/l)					0.05以下

(注) 1. 「ND」とは、定量限界を下回ることである。

2. ほう素及びふつ素は海水中に高濃度で含まれており、海近くの地下水に高濃度で検出されることがある。

出島地区においても一般的な河川に比べ、ほう素及びふつ素濃度が高く、海水の影響を受けていると考えられるため、環境基準値については()表記とした。

●管理型処分場

3 周辺水域の水質の悪化が認められた場合に講じた措置

(1) 措置を講じた年月日

(2) 措置の内容

※水質悪化は認められていないため、該当なし。

4 残余の埋立容量

1, 173, 000m³ (令和7年3月31日現在)

5 施設の点検状況

(1) 点検を行った年月日

施設名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
遮水工 護岸 遮水シート	4/16	5/14										
余水処理施設 【職員点検日】	4/16 4/30	5/20										

(2) 機能低下または破損のおそれ若しくは機能の異常が認められた場合

措置を講じた年月日 及び措置内容	機能低下が認められないため、該当なし。
---------------------	---------------------

6 展開検査の状況

(1) 実施回数

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数	1201	1407										

(2) 処分を承諾した廃棄物以外の付着又は混入が認められた年月日

該当月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
該当日	—	—										

※処分を承諾した廃棄物以外の付着又は混入が認められた場合は、すべて持ち帰りとなります。

水質調査地点

